

## 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、世界各国に拡大し、多くの死者・感染者が発生している。世界保健機関（WHO）においても、令和2年1月30日に国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）を宣言し、さらに3月11日にはパンデミックを宣言し、世界的な大流行になっているという認識を示している。

我が国では、国において、国内への新型コロナウイルスの侵入を防ぐため、水際対策の強化を図り、さらには国内での感染を抑制するため、PCR検査の体制整備や働き方の見直し、学校への臨時休校要請等の対応を進めているものの、事態の収束は見え、状況は次の段階に入ってきていると思われる。

新たな感染者が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、神奈川県内でも、既に50名以上が新型コロナウイルスに感染している。地方公共団体においては、感染拡大の防止や高まる不安等への対応とともに、今後の感染者の増加に備えた体制の整備も求められている。

そうした対応を確実に実施するためには、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

よって、国においては、国民の安心・安全を確保するとともに、国民の不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、次の事項について全力を挙げて取り組むよう求める。

- 1 全ての事業者（大企業・中小企業・小規模企業及び個人事業主等）及びその事業者が雇用する従業員の生活・保障等に対する幅広い支援措置を進めること。
- 2 国・県・保健福祉事務所の役割を明確化し、地方自治体へ正確でタイムリーな情報提供を行うこと。
- 3 医療用マスク、防護服、消毒薬等が不足している状況を踏まえ、その確保を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣殿  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

座間市議会議長 上 沢 本 尚